

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 1月28日

【会社名】 パイオニア株式会社

【英訳名】 PIONEER CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 兼 社長執行役員 森谷 浩一

【本店の所在の場所】 東京都文京区本駒込 2丁目28番 8号 文京グリーンコート

【電話番号】 03-6634-8777 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 常務執行役員 川尻 邦夫

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本駒込 2丁目28番 8号 文京グリーンコート

【電話番号】 03-6634-8777 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 常務執行役員 川尻 邦夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

2019年1月25日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年1月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件

当社定款に定める発行可能株式総数を、8億株から15億株に増加させる。

第2号議案 第三者割当による募集株式の発行（DES）の件

Wolfcrest Limitedを割当先として、デット・エクイティ・スワップ（「DES」）の方法により、第三者割当による新株式500,000,000株の発行（払込金額 1株につき50円、払込金額の総額25,000,000,000円）を行う。なお、当該新株式発行は、その実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等の各国の関係当局の許認可等が得られることを条件とする。

第3号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件

第1号議案に係る変更後の当社定款に定める発行可能株式総数を、15億株から30億株に増加させる。なお、当該定款変更の効力発生は、第2号議案に係る新株式500,000,000株が発行されることを条件とする。

第4号議案 第三者割当による募集株式の発行（金銭出資）の件

Wolfcrest Limitedを割当先として、金銭出資の方法により、第三者割当による新株式1,040,000,000株の発行（払込金額 1株につき50円、払込金額の総額 52,000,000,000円）を行う。なお、当該新株式発行は、その実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等の各国の関係当局の許認可等が得られることおよび第3号議案に係る定款変更の効力発生を条件とする。

第5号議案 株式併合の件

当社株式について、450,000,000株を1株に併合する（注）。なお、当該株式併合は、第1号議案および第4号議案に係る新株式が全て発行されることを条件とする。

（注）株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額は、株主が所有する当社株式の数に66.1円を乗じた金額に設定することを予定しています。

第6号議案 単元株式数の定めを廃止に関する定款一部変更の件

第3号議案に係る変更後の当社定款につき、発行可能株式総数を30億株から16株に減少させるとともに、単元株式数に関する定めを廃止する。なお、当該定款変更の効力発生は、第5号議案に係る株式併合の効力発生を条件とする。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議の結果
第1号議案	1,882,761	109,908	123	93.50	可決
第2号議案	1,878,497	112,606	123	93.28	可決
第3号議案	1,878,622	113,846	123	93.29	可決
第4号議案	1,877,430	115,037	123	93.23	可決
第5号議案	1,875,397	117,060	123	93.13	可決
第6号議案	1,877,459	115,212	123	93.23	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、および出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

なお、これらの出席株主の議決権には、書面または電磁的方法により事前行使される議決権を含みます。

2. 賛成率は、出席株主の議決権の数に対する、事前行使による議決権および当日出席の株主の議決権のうち、各議案に係る賛成の意思表示が確認できた議決権の数の割合です。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使による議決権および当日出席の株主の議決権のうち各議案に係る賛成の意思表示が確認できた議決権の集計により各議案が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主の議決権のうち、賛否の意思表示が確認できなかった議決権の数を加算していません。

以 上